



福島県

野生きのこを採取する方 及び出荷する方へ

国際原子力機関（IAEA）と共同で作成しました。

このパンフレットは、福島県内で野生きのこを採取する方や出荷する方に注意していただきたいことと制限等について概要をまとめたものです。



背景

2011年の福島第一原子力発電所事故により放射性物質が環境中に放出されたことから、県内各地において放射性セシウム濃度が一般食品に対する基準値（100Bq/kg）を超過する野生きのこが見られます。このため、県内で採取された野生きのこに対して、国では出荷の制限を指示しています。

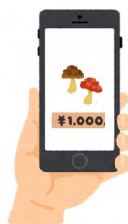
福島県内で採取された野生きのこは、一部を除き、現在、出荷が認められていません。

制限

現在、県内59市町村のうち55市町村で採取される野生きのこについて、品目に関わらず、また、生であるか加工されているかに関わらず、出荷制限の対象となっています。



直売所などでの販売は
できません。



フリマアプリなどインター
ネットを活用した販売も
できません。

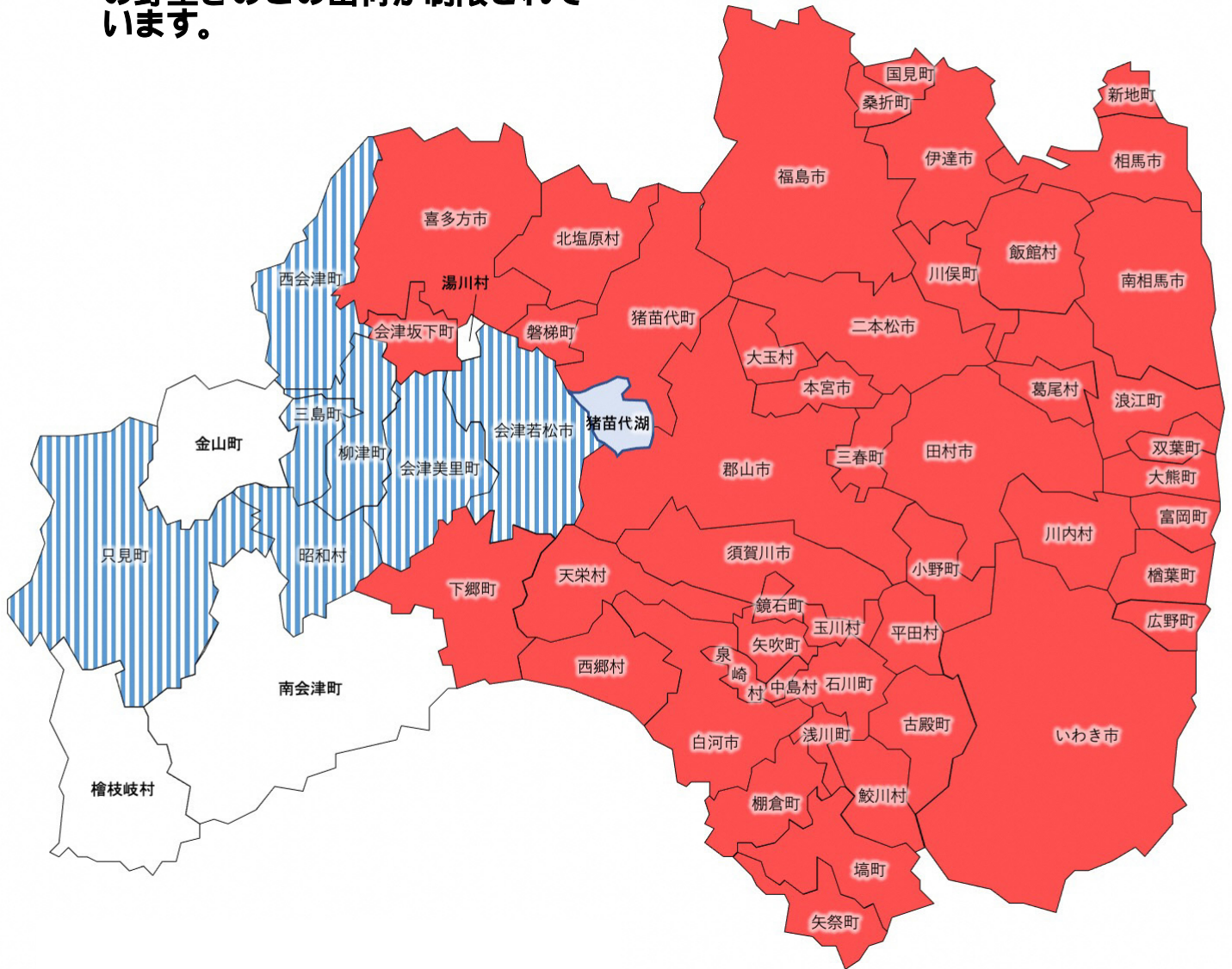




個人間での無償の譲渡も
できません。

なお、一部の市町村では、一部の品目に限り制限が解除されています。
詳しくはP 2をご覧ください。

現 状

赤色で示した市町村は、すべての野生きのこの出荷が制限されています。



-  一部の品目で出荷制限が解除されている市町村
-  出荷制限のない市町村

出荷制限が解除された野生きのこ

下記の市町村では出荷することができます。

ムキタケ



会津若松市、西会津町、昭和村
会津美里町、只見町

クリタケ



会津若松市、西会津町
昭和村、只見町

ナメコ



西会津町、昭和村
会津美里町、只見町

ナラタケ



只見町

マイタケ



西会津町、柳津町、三島町
昭和村、只見町

ブナハリタケ



只見町

2022年9月時点

今後の見通し

福島県は、県内で採取された野生きのこについて、引き続きモニタリング検査を行い、野生きのこ中の放射性セシウム濃度が基準値以下となったのちに再び出荷することができるよう、国と協議していきます。

このパンフレットは、毎年秋のきのこシーズン前に内容を見直し改訂することとしています。

もっと知りたい方は

福島県の野生きのこの出荷についてのご質問は、下記までお問い合わせください。

福島県
林業振興課

024-521-7432

野生きのこに関する出荷制限についての最新情報は、福島県林業振興課のホームページ内にある下記のリンク先を参照ください。

www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/472173.pdf



QRコード

厚生労働省のホームページ内にある下記のリンク先からも参照できます。

www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/0000030874.html



QRコード